

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報（お知らせ）

信日 平成23年4月18日

★ 消費者庁、国民生活センターからの情報です。

使えなくなる商品券やギフト券などのご確認を！

平成22年4月、商品券等を規制する法律「資金決済法」が施行され、払い戻し手続き等が定められましたが、業者が発行を取りやめ使えなくなる商品券が増えています。

全国の消費生活センターでは「どの商品券が利用できなくなるのか」「どこに連絡すれば払い戻してもらえるのか」といった内容の相談が急増しています。

《ポイント》

- 商品券の利用終了の場合には、払戻し申出期間中（60日以上で設定されます）に申出が必要です。申出により、発行者には額面どおり払戻しを行うことが義務付けられています。
- 商品券の払戻し申出期間が終了しても、債務の弁済を請求することは可能です。直ちに廃棄したりせず、発行者にその取扱いをお問い合わせください。
- まず、お手持ちの商品券について、券面に記載されている有効期限内であったとしても、商品券の利用が終了され、払戻し手続きがされていないかどうかご確認ください。

商品券の払戻し手続きを実施中・実施予定の発行者等は、下記に記載した金融庁、消費者庁、国民生活センターのホームページから情報を見ることができます。

○金融庁「商品券(プリペイドカード)の払戻しについて」

<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>

○国民生活センター「商品券・プリペイドカード・電子マネー等」

<http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui/syouthinken.html>

○消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/>



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

他各市町相談窓口